



平成 21 年 7 月 30 日

各 位

会 社 名：株式会社ユー・エス・ジェイ
(コード：2142 東証マザーズ)
代表者名：代表取締役社長 グレン ガンペル
問合せ先：ファイナンス・アドミニストレーション本部
経理・財務部長 竹中 昭敏
(TEL：06-6465-3022)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、当社定款の一部変更及び当社による当社の全部取得条項付普通株式（下記「I. 1. (1) 変更の理由 ②」において定義いたします。）の全部の取得について、平成 21 年 8 月 27 日開催予定の臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 当社の完全子会社化のための当社定款の一部変更について

1. 種類株式発行に係る当社定款の一部変更の件（定款一部変更の件A）

(1) 変更の理由

平成 21 年 5 月 22 日付当社プレスリリース「親会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」等にてご報告申し上げますとおり、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（以下「ゴールドマン・サックス」といい、ゴールドマン・サックスを中心とするグループを「ゴールドマン・サックス・グループ」といいます。）が平成 21 年 3 月 23 日現在においてその持分を 100%間接保有するSGインベストメンツ株式会社（以下「SGインベストメンツ」といいます。）は、平成 21 年 3 月 23 日から当社普通株式及び新株予約権に対し公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、SGインベストメンツは、平成 21 年 5 月 28 日（決済日）をもって当社株式 2,151,989 株（平成 21 年 3 月 31 日現在における当社の総株主の議決権の数に対する割合：99.31%）及び当社新株予約権 39,033 個を保有するに至っております。

また、2009 年 3 月 19 日付当社プレスリリース「SGインベストメンツ株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」等にてご報告申し上げますとおり、ゴールドマン・サックス・グループは、昨今の急激な環境変化が当社の事業に更なる悪影響を及ぼしかねず、このトレンドが当面継続すると見込まれる中、当社の中長期的な視点に立った事業戦略を実行し、かかる戦略実行に伴い不可避免的に発生するリスクを当社の一般株主の皆様へ負って頂くことを回避するとともに、当社の企業価値の更なる向上を実現するためには、当社を非公開化した上で、当社の株主をゴールドマン・サックス・グループ、当社の代表取締役社長であるガンペル氏等少数に限定し、短期的な業績変動に左右されることなく

機動的かつ柔軟な経営戦略の実現が可能となるマネジメント・バイアウトの手法による当社の完全子会社化・非公開化が最善の方策であると判断しております。

当社といたしましても、マネジメント・バイアウトの手法により当社を完全子会社化し、当社株式を非公開化したうえで、上記で提案されているような事業戦略を遂行することが、当社の中長期的な企業価値を向上させるために有効な方策であるとの結論に至りました。

以上の理由により、当社は株主の皆様のご了解をいただいたうえで、SGインベストメンツの完全子会社となるために、次の事項を実施することといたしました。

- ① 当社定款の一部を変更して、A種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社を会社法第2条第13号に規定する種類株式発行会社といたします。
- ② ①による変更後の当社定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できる全部取得条項（会社法第108条第1項第7号の定めを指します。以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を0.00002927株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第171条第1項並びに①及び②による変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引き換えに、全部取得条項付普通株式の株主様に対して、取得対価として、その所有する全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式を0.00002927株の割合をもって交付します。なお、SGインベストメンツを除く株主の皆様を取得対価として割り当てられるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。また、割り当てられるA種種類株式が1株未満の端数となる株主の皆様につきましては、会社法第234条の定めに従い、最終的には現金が交付されることとなります。

定款一部変更の件Aは、上記事項①を実施するために必要な定款変更をご提案するものです。会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものであります。

（2）変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、300万株とする。</p> <p>(新 設)</p> | <p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、300万株とし、<u>当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式は2,990,000株、第6条の2に定める内容の株式（以下「A種種類株式」という。）は10,000株とする。</u></p> <p><u>(A種種類株式)</u> 第6条の2 当社の残余財産を分配するときは、<u>A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）</u></p> |

| | |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (新設)</p> | <p>に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。A種株主又はA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種株主又はA種登録株式質権者は、A種種類株式1株あたり、普通株式34,164株あたりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (種類株主総会)</p> <p>第15条の2 第11条、第13条、第14条及び第15条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 ② 第12条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 ③ 第12条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> |
|--|--|

2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件B）

(1) 変更の理由

全部取得条項に係る定款一部変更の件は、上記「1. (1) 変更の理由 ②」でご説明した定款変更として、定款一部変更の件Aによる変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社普通株式の全てに全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、定款一部変更の件Aにおける定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を0.00002927株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、前述のとおり、SGインベストメンツを除く株主の皆様に対して割り当てられるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。なお、定款一部変更の件Bに係る定款変更は、定款一部変更の件A及び下記「II. 全部取得条項付普通株式の取得の件」が原案どおり承認可決されること、並びに普通株式の株主様による種類株主総会において定款一部変更の件Bの定款変更案と同内容の定款変更案に係る議案のご承認が得られることを条件として、平成21年9月28日に効力が生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 定款一部変更の件Aに係る変更後の定款 | 追加変更案 |
|--------------------|---|
| (新設) | (全部取得条項) <u>第6条の3 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。</u> <u>② 当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を0.00002927株の割合をもって交付する。</u> |

II. 全部取得条項付普通株式の取得の件

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

全部取得条項付普通株式の取得の件は、上記「1. (1) 変更の理由 ③」でご説明した全部取得条項付普通株式の全部取得に係る手続として、会社法第171条並びに定款一部変更の件A及び定款一部変更の件Bによる変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の株主様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、定款一部変更の件Aによる定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を交付するものです。

また、当該交付がなされるA種種類株式の数については、取得日(下記「2. (2) 取得日」において定めます。)前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を0.00002927株の割合とします。当該交付がなされるA種種類株式の数は、前述のとおり、SGインベストメンツを除く株主の皆様に対して当社が交付するA種種類株式が1株未満の端数となるように設定されております。

かかる株主様に対する割当ての結果生じる1株未満の端数につきましては、法令に定める手続に従い、必要となる裁判所の許可が得られることを条件として、その合計数(会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する株式を売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付します。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき裁判所の許可を得てA種種類株式をSGインベストメンツに対して売却すること又は会社法第234条第2項及び第4項に基づき裁判所の許可を得て当社がA種種類株式を買い取ることを予定しております。この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に50,000円(SGインベストメンツが本公開買付けを行った際における当社普通株式1株当たりの買付価格)を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条並びに定款一部変更の件A及び定款一部変更の件Bによる変更後の当社定款に基づき、取得日(下記「(2) 取得日」において定めます。)において、取得日前日の最終の当社の株主名簿に記載又は

記録された全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株の取得と引換えに、A種種類株式を0.00002927株の割合をもって交付するものとします。

(2) 取得日

平成21年9月28日といたします。

(3) その他

全部取得条項付普通株式の取得は、定款一部変更の件A及び定款一部変更の件Bが原案どおり承認可決されること、普通株主様による種類株主総会において定款一部変更の件Bと同内容の定款変更案に係る議案のご承認が得られること並びに定款一部変更の件Bに係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものであります。なお、その他必要事項については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

3. 上場廃止について

定款一部変更の件A及び定款一部変更の件B並びに全部取得条項付普通株式の取得の件が承認可決された場合には、当社普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなりますので、平成21年8月28日から平成21年9月16日までの間、整理銘柄に指定された後、平成21年9月17日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所マザーズ市場において取引することはできません。

III. 本定款一部変更等の日程（予定）

上記本定款一部変更等の日程（予定）は以下のとおりです。

| | |
|--------------------------------------|---------------|
| ➤ 臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会基準日公告 | 平成21年6月11日（木） |
| ➤ 臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会基準日 | 平成21年6月30日（火） |
| ➤ 臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集に関する取締役会決議 | 平成21年7月30日（木） |
| ➤ 臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会開催日 | 平成21年8月27日（木） |
| ➤ 種類株式発行に係る定款一部変更（上記I. 1.）の効力発生日 | 平成21年8月27日（木） |
| ➤ 整理銘柄への指定 | 平成21年8月28日（金） |
| ➤ 当社普通株式の売買最終日 | 平成21年9月16日（水） |
| ➤ 当社普通株式の上場廃止日 | 平成21年9月17日（木） |
| ➤ 全部取得条項に係る定款一部変更（上記I. 2.）の効力発生日 | 平成21年9月28日（月） |
| ➤ 全部取得条項付普通株式全部の取得及びA種種類株式交付の効力発生日 | 平成21年9月28日（月） |

以上